

方法論番号	AG-005 Ver.3.0
方法論名称	水稲栽培における中干し期間の延長

<方法論の対象>

- 本方法論は、水稲の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からの CH₄ 排出量を抑制する排出削減活動を対象とするものである。

1. 適用条件

本方法論は、次の条件を満たす場合に適用することができる。

- 条件 1：水稲栽培において、中干しの期間を、プロジェクト実施水田（以下、「当該水田」という。）におけるプロジェクト実施前の直近 2 か年以上の実施日数の平均より 7 日間以上延長すること。
- 条件 2：プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

<適用条件の説明>

条件 1：

(中干しの定義)

中干しとは、水稲の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分けつ（根元付近からの枝分かれ）を防止し、成長を制御するための作業をいう。中干しの期間は、この目的を達成するために、出穂前に、水田の用水の取水口が閉じかつ排水口が開いている状態を継続させた期間のうち最も長い期間とする。したがって、中干しの開始日は当該水田の用水の取水口を閉じかつ排水口を開いた日、終了日は当該水田の用水の取水口を開き又は排水口を閉じた日とするが、実施中に収穫を迎えた場合にはその出穂の前日に終了したものとみなす。中干しの実施日数は整数とし、開始日と終了日はこれをそれぞれ 1 日と計上する。出穂日は、水田中の概ね 5 割の茎が出穂した時期をいい、幅をもった期間で示すことを妨げない。

(生産管理記録等の定義)

生産管理記録等とは、生産者、農業法人等の従業員等（以下、「生産者等」という。）が作成した書類（写し、電子データを含む。）であって、出荷先の農協等が示す様式、生産者等が利用する営農支援ツール（水田の取水口、排水口の開閉を記録又は制御できるシステム（以下、「水管理システム」という。）、営農支援アプリ、オンライン作業日誌等をいう。以下同じ。）の様式、本方法論に示す作成例等の様式により、記録事項が体系的に記載されたものをいう（水管理システムを備えた水田における当該水管理システムの取水口、排水口の開閉の設定記録は、これに含む。）。ただし、令和 5 年産の記録及びプロジェクト参加前の記録については、体系的ではない記録（生産者等が作成したノートや手帳等、当該生産者等以外の者に提示することが想定されていない記録をいう。）であつ

ても、これを生産者等が体系的な記録の様式に転記すれば、転記前後の両方の記録をもって、記録事項が体系的に記載されたものとみなす。

(生産管理記録等の作成方法)

生産管理記録等は、水田一筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位をいう。以下同じ。）ごとに作成するものとする。ただし、中干しの実施日数、プロジェクト実施中の中干しの開始日及び終了日、出穂日、並びにモニタリングすべき係数が同一（以下、「同一管理」という。）の場合は、複数の筆の記録をまとめて作成してもよい（ただし、同一品種の場合は、出穂日が異なっても同一管理としてよい。）。

(適用条件の確認方法)

本条件を満たしているかどうかは、水田一筆ごとに判定する。プロジェクト実施時の出穂日、プロジェクト実施前の直近 2 か年以上の中干しの実施日数並びにプロジェクト実施時の中干しの開始日・終了日及び実施日数を、それぞれ生産管理記録等により確認することとする。なお、プロジェクト実施前の直近 2 か年以上の平均実施日数の算出にあたり 1 日未満の端数が生じた場合はこれを切り上げて 1 日とし、年 2 回以上栽培していた年がある場合は、栽培回ごとの実施日数を合計し、総栽培回数で除して平均するものとする。

また、プロジェクト実施中の各年においては、生産管理記録等に記載された中干しの開始日及び終了日の記録が実態と相違ないことが客観的に確認できる証跡を、同一管理の水田ごとに少なくとも一点ずつ生産管理記録等に添付するものとし、これを併せて確認することとする。

(適用条件の確認方法の特例)

本条件を満たしているかどうかの判定にあたり、水田の基盤整備による換地（土地改良法に基づく換地処分をいい、換地処分通知書が交付される前の仮換地の状態を含む。以下同じ。）、合筆（独立して水管理ができていた 2 以上の筆を統合することをいう。以下同じ。）又は分筆（一筆の水田を独立して水管理ができる 2 以上の単位に分割することをいう。以下同じ。）（以下、これらを「換地等」という。）が行われた場合には、換地等以前の記録を、換地等の後と同一の水田の記録とみなして判定を行うものとする。なお、合筆（換地を伴う場合を含む。）があった場合、前項の規定にかかわらず、合筆以前の各筆の水稲作付面積の比率により、合筆後の一筆内を按分し、各面積に対して個別に判定を行うものとする。換地等が行われた場合には、実施前後の地番の対応関係が確認できる書類（写し、電子データを含む。）を提出するものとする。なお、削減活動リストに記載された水田一筆ごとの水稲作付面積が前年から変化していない場合は、換地等が行われていないものとみなす。

条件 2 :

環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため遵守しなければならない法令としては、下記等が想定される。他にも環境影響評価法をはじめ関連する法令等があるかを確認し、それらを遵守し、必要な評価又は許認可取得等を行うこと。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・水質汚濁防止法
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・労働安全衛生法
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

2. 排出削減量の算定

$$ER = EM_{BL} - EM_{PJ} \quad (\text{式 1})$$

記号	定義	単位
ER	排出削減量	tCO ₂ e/年
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ e/年
EM_{PJ}	プロジェクト実施後排出量	tCO ₂ e/年

<排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動>

項	排出活動	温室効果ガス	説明
ベースライン 排出量	水稲栽培	CH ₄	水稲栽培によるメタン排出量
プロジェクト 実施後排出量	水稲栽培 (中干し 期間の延長)	CH ₄	水稲栽培 (中干し期間の延長) に よるメタン排出量

3. プロジェクト実施後排出量の算定

$$EM_{PJ} = \sum(A_{PJ} \times EF_{i,j,k,l,m1}) \times \frac{16}{12} \times GWP_{CH_4} \times 10^{-3} \quad (\text{式 2})$$

記号	定義	単位
EM_{PJ}	プロジェクト実施後排出量	tCO ₂ e/年
A_{PJ}	プロジェクト実施後の水稲作付面積	ha
$EF_{i,j,k,l,m1}$	プロジェクト実施後の CH ₄ 排出係数	kg-CH ₄ -C/ha/年
16/12	CH ₄ 中に含まれる炭素重量 (kgCH ₄ -C) を CH ₄ 重量 (kgCH ₄) に変換するための係数	kg-CH ₄ /kg-CH ₄ -C
GWP_{CH_4}	CH ₄ の地球温暖化係数	tCO ₂ e/tCH ₄
10 ⁻³	単位換算	tCH ₄ /kg-CH ₄

4. ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、水稲栽培における中干し期間の延長を実施しなかった場合に想定される GHG 排出量とする。

$$A_{BL} = A_{PJ} \quad (\text{式 3})$$

記号	定義	単位
A_{BL}	ベースラインの水稲作付面積	ha
A_{PJ}	プロジェクト実施後の水稲作付面積	ha

5. ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL} = \sum(A_{BL} \times EF_{i,j,k,l,m0}) \times \frac{16}{12} \times GWP_{CH4} \times 10^{-3} \quad (\text{式 4})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ e/年
A_{BL}	ベースラインの水稲作付面積	ha
$EF_{i,j,k,l,m0}$	ベースラインの CH ₄ 排出係数	kg-CH ₄ -C/ha/年
16/12	CH ₄ 中に含まれる炭素重量 (kgCH ₄ -C) を CH ₄ 重量 (kgCH ₄) に変換するための係数	kg-CH ₄ /kg-CH ₄ -C
GWP_{CH4}	CH ₄ の地球温暖化係数	tCO ₂ e/tCH ₄
10 ⁻³	単位換算	tCH ₄ /kg-CH ₄

6. モニタリング方法

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量を算定するために必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等の一覧を下表に示す。プロジェクト計画書の作成時には、選択した算出式に応じてモニタリング項目を特定し、実施規程（プロジェクト実施者向け）及びモニタリング・算定規程に従い、モニタリング計画を作成する。モニタリング時には、モニタリング計画に従いモニタリングすること。

1) 活動量のモニタリング

モニタリング項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
A_{PJ} プロジェクト実施後の水稲作付面積 (ha)	・ 営農計画書（経営所得安定対策等の交付金にかかる書類をいう。以下同じ。）、水稲共済細目書、eMAFF 農地ナ	作付 1 回ごとに 1 回	

		び、実測、生産管理記録等で把握		
--	--	-----------------	--	--

2) 係数のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$EF_{i,j,k,l,m1}$	プロジェクト実施後の CH4 排出係数 (kg-CH4-C/ha/年)	・デフォルト値を使用	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1
$EF_{i,j,k,l,m0}$	ベースラインの CH4 排出係数 (kg-CH4-C/ha/年)	・デフォルト値を使用	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1
i	プロジェクト実施水田の所在地域	・営農計画書、水稻共済細目書、eMAFF 農地ナビ、生産管理記録等で確認	初回検証申請時に 1 回	※2
j	プロジェクト実施水田の排水性	<p>・原則としてデフォルト値の定められた 3 条件 (排水不良・日排除・4 時間排除) のうち、当該水田の所在地域、施用有機物の条件で最低の排出係数となる条件とする。ただし、1 人のプロジェクト実施者 (プログラム型プロジェクトの場合、会員をいう。また、法人を含む。以下同じ。) が管理する水田ごとに 1 か所、水田の日減水深 (田面水の浸透・蒸発速度 (mm/日)) を実測し、その結果に基づきより高い排出係数の条件とすることができる。</p> <p>・換地等が行われた場合には、その換地等が行われた水田を管理するプロジェクト実施者の全ての水田は、それ以降改めて実測が行われるまで、当該水田の所在地域、施用有機物の条件で最低の排出係数となる条件とする。ただし、行われたのが合筆又は分筆のみで、作土の持ち出しや客土が行われておらず、排水性に変化がないと合理的に推定できる場合を除く。</p>	初回検証申請時に 1 回、及び換地等が行われた場合 (排水性に変化がないと合理的に推定できる場合を除く) にはその直後の検証申請時に 1 回。ただし日減水深の実測により、2 回目以降の検証申請時に更新することも可。	※3
k	プロジェクト	・実際の水管理にかかわらず「間断灌漑」	初回検証申	

	実施水田の水管理	の条件とする。	請時に 1 回	
<i>l</i>	プロジェクト 実施水田の施用有機物	・施用有機物は稲わら及び堆肥とし、稲わらの持ち出し量、堆肥の施用量を生産管理記録等で確認(稲わらの持ち出しがない場合は、その旨を生産管理記録等で確認) ・施用有機物の種類及び重量により、「稲わら」及び「堆肥」と「無施用」の係数を加重平均する。	作付 1 回ごとに 1 回	※4
<i>m1, m0</i>	プロジェクト 実施水田の中干し期間の延長の実施有無	・ <i>m1</i> を延長あり、 <i>m0</i> を延長なしとする。 ・デフォルト値を使用	初回検証申請時に 1 回	※5
<i>GWP_{CH4}</i>	CH ₄ の地球温暖化係数	・デフォルト値を使用	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	

<※1>

- 検証申請時に公表されている最新の「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」に掲載されている表「各区分の稲作からの CH₄ 排出係数 (kg-CH₄-C/ha/年)」(2022 年版 (2022 年 4 月公表) では表 5-45) に記載の係数のうち、プロジェクト実施及びベースライン条件に該当する最新年の係数を参照する。ただし、施用有機物の種類及び重量により、<※4>の方法で「稲わら」及び「堆肥」と「無施用」の係数を加重平均する。

<※2>

- 地域名と都道府県の対応は以下のとおり。
北海道…北海道
東北…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北陸…新潟県、富山県、石川県、福井県
関東…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
東海・近畿…岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

<※3>

- 日減水深を実測する場合、1 人のプロジェクト実施者が管理する水田ごとに 1 か所、春の田植え前又は田植えから 1 週間後までの時期（直播で田植えを行わない場合は、それに準ずる時期）、降雨のない 24 時間に、用水の取水口と排水口の両方を閉じた条件で低下した水位を計測して求める（水管理システムや水位センサーの機能を用いても差し支えない）。
- 実測結果に 1.22 を乗じた値（「低平地水田における減水深の空間的ばらつき」（農研機構（2019））における計測湛水位 50 mm 未満の活着期と中干し期の期別減水深の比較により、中干し期の減水深に換算するもの。）が 7.5 mm/日未満の場合「排水不良」、7.5 mm/日以上 12.5 mm/日未満の場合「日排除」、12.5 mm/日以上の場合「4 時間排除」の条件とすることができる。
- 実測に基づきより高い排出係数の条件とする場合、測定結果並びに測定中に降雨のないことを示す資料（最寄りのアメダスの観測データ等）を提出するものとする。
- 測定結果は、生産者等が利用する営農支援ツールの様式、本方法論に示す作成例等の様式により、記録事項が体系的に記載されたもの（電子データを含む。）を提出するものとする。

<※4>

- 適用条件を満たす水稲栽培の直前の水稲栽培（直前の水稲栽培の後に別の作物を栽培した場合、その別の作物の栽培は考慮しない。以下同じ。）で発生した稲わらの 9 割（重量）以上を、適用条件の水稲栽培の開始まで（田植えまでとし、田植えを行わない場合はそれに相当する時期までとする。以下同じ。）に当該水田土壌にすき込んだ場合、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「稲わら」の係数を参照する。
- 適用条件を満たす水稲栽培の直前の水稲栽培の終了から、適用条件を満たす水稲栽培の開始までの間に、1t/10a 以上の堆肥（堆肥の種類は問わない。以下同じ。）を当該水田に施用した場合、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「堆肥」の係数を参照する。
- 前 2 号の条件をいずれも満たす場合、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「稲わら」又は「堆肥」のいずれか高い係数を参照する。
- 稲わらのすき込みと堆肥の施用のいずれもない場合は、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「無施用」の係数を参照する。
- 稲わらのすき込みがあり、堆肥の施用がない場合で、かつ稲わらのすき込み割合が 9 割に満たない場合は、以下の式により、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「稲わら」の係数と「無施用」の係数を加重平均した係数とする。稲わらのすき込み割合を $w(\%)$ とする。

$$EF_l = EF_{\text{無施用}} + \left(EF_{\text{稲わら}} - EF_{\text{無施用}} \right) \times \frac{w}{90} \quad (\text{式 5})$$

- 稲わらのすき込みがなく、堆肥の施用がある場合で、かつ堆肥の施用量が 1t/10a に満たない場合は、以下の式により、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「堆肥」の係数と「無施用」の係数を加重平均した係数とする。堆肥の施用量を

$x(t/10a)$ とする。

$$EF_l = EF_{\text{無施用}} + (EF_{\text{堆肥}} - EF_{\text{無施用}}) \times x \quad (\text{式6})$$

- 稲わらのすき込みと堆肥の施用の両方がある場合は、前各号の規定にかかわらず、以下の式により、当該水田の所在地域、排水性、水管理の条件に対応する「稲わら」及び「堆肥」の係数と「無施用」の係数を加重平均した係数とする。稲わらのすき込み割合を $y(\%)$ 、堆肥の施用量を $z(t/10a)$ とする。

$$EF_l = EF_{\text{無施用}} + (EF_{\text{稲わら}} - EF_{\text{無施用}}) \times \frac{y}{90} \\ + (EF_{\text{堆肥}} - EF_{\text{無施用}}) \times z \quad (\text{式7})$$

ただし、実際のすき込み割合が 90% を超えていても $y=90$ 、実際の堆肥施用量が $1t/10a$ を超えていても $z=1$ で計算する。また、(式7) で計算結果が「稲わら」又は「堆肥」のいずれか高い係数を超える場合は、適用する係数はそのいずれか高い係数とする。

- 換地等が行われた場合、当該水田におけるその直後の稲作では、前各号の規定にかかわらず、稲わらのすき込みがないものとみなすとともに、堆肥の施用について第2号に「適用条件を満たす水稲栽培の直前の水稲栽培の終了から」とあるのは、「換地等の後に水田での農作業が可能になった時点から」と読み替えるものとする。ただし、行われたのが合筆又は分筆のみで、作土の持ち出しや客土が行われていないと合理的に推定できる場合を除く。
- 稲わらの持ち出しや堆肥の施用がある場合は、その量を生産管理記録等により確認する。また、稲わらの持ち出しがない場合は、その旨を生産管理記録等で確認する。
- 稲わらのすき込み割合については、農林水産省が発表する各年産水稲の都道府県別 10a 当たり平年収量 (1.70 mm のふり目幅。検証時点で最新のもの) に 1.2 を乗じた数値を 10a 当たり稲わら発生量とみなし、この数値と水稲作付面積、実際の持ち出し量により計算する (持ち出しがない場合は計算を省略することができる。)

<※5>

- 2023 年版「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(2023 年 4 月公表) で新規追加された係数に基づき、

$$EF_{m1} = EF_{m0} \times (1 - 0.3) \quad (\text{式8})$$

と定める。

7. 付記

- 本方法論を適用するプロジェクトは、一般慣行障壁を有するため追加性の評価は不要とする。
- 本方法論に基づくプロジェクトについては、削減活動に係る水稲栽培を暦年単位で行うため、認証対象期間の開始日をプロジェクト登録の申請のあった日の含まれる暦年の開始日又はそ

の翌暦年の開始日とする。

- 本方法論に基づくプロジェクトについては、認証対象期間を水田一筆ごとに定める。ただし、合筆(換地を伴う場合を含む。)があった場合、合筆以前の各筆の水稲作付面積の比率により、合筆後の一筆内を按分し、各面積に対して個別に認証対象期間を定める。なお、本号の規定は、過去にプロジェクトが実施された水田の生産者等に変更があった場合に、過去のプロジェクト実施者と異なる者(法人を含む。)が当該水田において改めてプロジェクトを実施することを妨げるものではない。
- 本方法論を適用するプログラム型プロジェクトにおいて、取りまとめる削減活動全てに共通する属性として、実施規程(プロジェクト実施者向け) 2.2.9 の② iii の c を適用する場合、該当する物資又はサービス等は、水田の水管理システム、営農に係る情報を管理するアプリケーション又は営農に必要な生産資材とする。
- 本方法論は、2023年版「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」が公表される日から施行する。

<妥当性確認に当たって提出が必要な書類一覧>

必要な資料	具体例
適用条件 1 を満たすことを示す資料	<p><プロジェクト実施前の直近 2 か年以上の中干しの実施日数></p> <p>・当該水田のプロジェクト実施前の直近 2 か年以上の中干しの実施日数が記録された生産管理記録等</p>

<検証に当たって提出が必要な書類一覧>

必要な資料	具体例
適用条件 1 を満たすことを示す資料	<p><出穂前に一度水田の水を抜く></p> <p>・当該水田における出穂日を記録した生産管理記録等</p> <p><プロジェクト実施時の中干しの実施日数></p> <p>・当該水田のプロジェクト実施時の中干しの開始日、終了日及び実施日数が記録された生産管理記録等</p> <p><生産管理記録等に記載された中干しの開始日及び終了日の記録が実態と相違ないことが客観的に確認できる証跡></p> <p>・写真による場合は、以下の①及び②。</p> <p>①中干しの開始日に、閉じた取水口を撮影した写真及び開いた排水口を撮影した写真。</p> <p>②中干しの終了日に、開いた取水口を撮影した写真又は閉じた排水口を撮影した写真。ただし、出穂によって中干しの終期を定める場合は、出穂の状態を撮影した写真。</p> <p>なお、写真はいずれも撮影日と撮影地点が記録されているもの(画像データの附帯情報(プロパティ))として記録する、又は撮影日と撮影地点を記載した紙を画像中に含めて撮影する等の方法による。画像デ</p>

	<p>一タの附帯情報は、画像データに直接附帯させるか、画像を営農支援ツールに関連付けた上で、当該営農支援ツールに記録する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真によらない場合は、水管理システムで取得した取水口及び排水口の開閉履歴、水位センサーによる中干し開始日の水位低下と中干し終了日の水位上昇の記録等。 <p>＜換地等が行われた場合には、実施前後の地番の対応関係が確認できる書類＞ (換地等が行われた場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各筆換地等明細書、一時利用地指定通知書の写し等 <p>※削減活動リストに記載された水田一筆ごとの水稲作付面積が前年から変化していない場合は、換地等が行われていないものとみなす。</p>
<p>係数 (水田の排水性) の確定に必要な資料</p>	<p>＜日減水深の測定＞ (日減水深の実測に基づきより高い排出係数を参照しようとする場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該水田において、春の田植え前又は田植えから 1 週間後までの時期 (直播で田植えを行わない場合は、それに準ずる時期)、降雨のない 24 時間に、用水の取水口と排水口の両方を閉じた条件で低下した水位を計測した結果 (水管理システムや水位センサーの機能を用いても差し支えない。) ・測定中に降雨のないことを示す資料 (最寄りのアメダスの観測データ等) <p>＜その他＞ (換地等の後、排水性に変化がないと合理的に推定しようとする場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地等について、行われたのが合筆又は分筆のみで、作土の持ち出しや客土が行われていないことを示す整備記録等
<p>係数 (水田の施用有機物) の確定に必要な資料</p>	<p>＜標準的な稲わら発生量・稲わらの持ち出し量＞ (稲わらのすき込みがある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が発表する各年産水稲の都道府県別 10a 当たり平年収量 (1.70 mm のふり目幅。提出時点で最新のもの) のデータ (稲わらの持ち出しがない場合は省略可) ・当該水田からの稲わらの持ち出し量 (持ち出しがない場合はその旨) が記録された生産管理記録等 <p>＜堆肥の施用量＞ (堆肥の施用がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該水田への堆肥の施用量が記録された生産管理記録等 <p>＜その他＞ (換地等の後、6. 2) <※4> 第 8 号ただし書に定める合理的な推定を行おうとする場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地等について、行われたのが合筆又は分筆のみで、作土の持ち出しや客土が行われていないことを示す整備記録等

<生産管理記録の作成例>

令和6年産水稲 生産管理記録

記録事項		記録日※1	記録者名
圃場番号※2	番～番		
堆肥施用	作業日：5年 月 日～ 月 日	5年 月 日	
	施用量※3：施用あり（作業期間中の合計 kg/10a）・施用なし		
稲わらすき込み	作業日：5年 月 日～ 月 日	5年 月 日	
	作業内容※3：全量すき込み・一部持ち出し（持ち出し量 kg/10a）・全量持ち出し		
田植え (移植の場合のみ記載)	6年 月 日～ 月 日	6年 月 日	
播種 (直播の場合のみ記載)	6年 月 日～ 月 日 播種後に堆肥施用した場合 …田植え可能になるほどに水稲が生育した日： 6年 月 日	6年 月 日	
中干し	6年 月 日～ 月 日 日間 ／実施しなかった	6年 月 日	
出穂日	6年 月 日頃	6年 月 日	

※1 各施業の完了日以降、速やかに（概ね1か月以内に）本様式に記録する。

※2 同一の管理で栽培した圃場の地番情報・管理番号等を記載する。（地図など、農地と記録の対応関係の把握に資するその他の書類を添付してもよい。）

※3 該当する作業に○をつける。

<日減水深の測定記録の作成例>

日減水深測定記録

記録事項		記録日※1	記録者名
測定圃場情報※2	番		
測定開始日時	6年 月 日 時 分	6年 月 日	
測定記録※3	mm/日		

※1 測定後、速やかに（概ね1か月以内に）本様式に記録する。

※2 地番情報・管理番号等、測定圃場を特定する情報を記載する。

※3 測定開始日時の24時間後に実測した結果（1.22を掛ける前の数字）を記載する。

<方法論の制定及び改定内容の詳細>

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	2023.3.2	2023.10.27	新規制定
2.0	2023.10.28	2024.XX.XX	「1. 適用条件」に、環境社会配慮を行い持続可能性を確保することを追加
3.0	2024.XX.XX	—	中干しの開始日及び終了日の記録が実態と相違ないことが客観的に確認できる証跡を生産管理記録等に添付することその他所要の規定を追加